



海軍大尉後七位林 喜久人
特旨ヲ以テ位一級被進

後七位林 喜久人

叙正七位

右謹テ奏ス

明治廿八年九月五日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

内閣

大正海軍六九

九月五日裁可

明治廿八年九月四日

内閣書記官

内閣總理大臣

桂

内閣書記官長

桂

海軍大尉後七位林喜久人ハ高等官在職滿
六年以上ニシテ勤勞不少候處目下病氣危篤ノ
趣付叙位進階内別号五條ニ依リ海軍大臣
奏請ノ通特旨ヲ以テ位一級進メラシ然ルヘシ

内閣

林海軍大尉ハ明治廿二年八月三十一日海軍少尉
ニ任セラレ爾来軍務ニ従事スルコト茲ニ六年
餘其間能ク擔務ヲ盡シ殊ニ日清戦争ニ関
シテハ天龍分隊長ノ職ヲ奉シ威海衛攻撃ニ
従事シ功績顯著ナル者ニ候處目下病ニ罹リ
存余無覺末候ニ付叙位進階内則第五條
ニ依リ特ニ位一級進ヌラレ度別紙上奏書
進達ス

明治廿八年九月四日

海軍大臣候爵西郷從道



内閣總理大臣候爵伊藤博文殿

海軍

叙正七位

右謹テ奏ス

海軍大尉從七位林

喜久人

明治二十八年九月四日

海軍大臣候爵西郷從道



海軍